

金属・非金属・石灰石・亜炭鉱山に係る検査又は調査の結果(令和3年度)

関東東北産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月20日	足利	けい石	他	鉱山保安法第47条第1項に基づき、リスクが高いと認められる施設の管理状況等について立入検査を行った。	適	なし。
10月27日～28日	足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし。
10月27日～28日	新足尾	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし。
11月24日～25日	御堂	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
12月2日～3日	第三善知鳥山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安業務の実施(巻き込まれ防止措置等)を指導した。
1月27日～28日	田源	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。
2月1日～2日	大釜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価しその結果が保安規程に反映されるような体制になっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし。

注1:操業状態の区分は、次のとおり。
稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。
不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
適: 「不適」以外の検査等の結果。